

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
(公 印 省 略)

建築物の定期調査報告における外壁の外装仕上げ材等の調査方法について（技術的助言）

外壁の外装仕上げ材等のうち、タイル先付プレキャストコンクリート（PC）版（タイル裏面に金物を固定し、工場においてコンクリートを打設する際に当該金物の一部をコンクリート内に埋設させたものであって、金物部分以外のタイル裏面とコンクリート面の間が絶縁されているものに限る。以下「タイル先付（金物固定型）PC版」という。）の外壁タイルについては、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）に対して、この旨周知方お願いします。

記

1. タイル先付（金物固定型）PC版の外壁タイルの調査方法及び判定基準

従来、タイル先付PC版の外壁タイルについては、平成20年国土交通省告示第282号により、原則10年ごとに全面的なテストハンマーによる打診等を行うこととして扱われてきましたが、2.の要件を満たすタイル先付（金物固定型）PC版については、同告示別表「二 建築物の外部」の（十二）「乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況」と同様の調査方法及び判定基準としていただいで差し支えないものとします。

2. 対象となるタイル先付（金物固定型）PC版の要件

1. の調査方法及び判定基準の対象とすることができるタイル先付（金物固定型）PC版は、定期調査の所有者等の求めに応じて、製造業者又は製造業者から委託を受けた公的団体により、以下に示す内容が示される場合に限ることとします。

（1）面外引張強度試験の記録

穴加工、スリット加工等の切削加工がなされたタイル裏面に金物を取り付けた状態で引張り荷重を加え破壊強度を測定した試験結果。

（2）裏面処理に係る製作要領

タイル裏面に固定した金物のみによりタイルを支持していることを示す書類。

3. 調査結果表への記載方法

平成20年国土交通省告示第282号別記の調査結果表中「7 上記以外の調査項目」欄に、
タイル先付（金物固定型）PC版の外壁タイルに係る調査項目である旨及びその調査結果を記載
し、同表別添1様式の「調査結果図」に具体的な調査位置を記載してください。

4. その他

なお、下地材がPC版で石材とPC版の接合がシアコネクター方式により設計・製造された石
貼りPC版については、既に、平成20年国土交通省告示第282号別表「二 建築物の外部」
の（十二）「乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況」と同様の調査方法及び判
定基準とされていますので、念のため申し添えます。